

平成24年度予算概算決定の概要
消費・安全局畜水産安全管理課

平成23年12月

事業一覧

1. 新規事業等

- ・ 獣医療提供体制整備推進総合対策事業（拡充） 1
- ・ 食の生産資材安全確保対策事業 2
 - うち生産資材安全確保調査・試験事業委託費（拡充）
 - うち生産資材安全確保推進事業費（継続）
- ・ 愛玩動物用飼料安全確保体制強化事業委託費（組換新規） 4
- ・ 放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策（新規） 5

2. 継続事業等

（生産資材（飼料・動物用医薬品）の安全確保）

- ・ 有害化学物質リスク管理推進事業費（継続） 6
- ・ 畜産安全対策事業のうち循環資源等利用飼料安全確保対策支援事業（継続） 7
- ・ 畜産物の安全の確保（交付金）（継続） 8
- ・ 感染症対策等の域内協力体制確立に向けた動物用医薬品開発・供給体制整備事業（継続） 9
- ・ 動物用医薬品安全等対策事業（継続） 10
- ・ 口蹄疫簡易診断キット実用化促進事業（継続） 11
- ・ 動物用医薬品等の検査の充実強化（継続） 12
- ・ 薬事監視事務委託費（継続） 13

（牛トレーサビリティ制度）

- ・ 牛肉トレーサビリティ業務事業委託費（継続） 14

獣医療提供体制整備推進総合対策事業

【110(96)百万円】

対策のポイント

獣医系大学の学生に対する臨床実習の実施や修学資金の貸与、臨床獣医師に対する卒後研修の実施により、産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

<背景/課題>

- ・22年度に策定された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に基づき、産業動物獣医師等の確保及び質の高い獣医師の育成を図り、家畜の健康の確保、安全な畜産物の安定供給及び口蹄疫等の家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の構築を図ります。

政策目標

家畜診療や防疫を担う産業動物獣医師の育成・確保による、適切な獣医療の提供を通じた家畜の健康の確保と安全な畜産物の安定供給

<主な内容>

1. 獣医学生の産業動物分野等への就業の推進 70(52)百万円
 - (1) 産業動物獣医師を志す獣医系大学の学生を対象に、月額10万円（私立大学の場合12万円）を限度とする修学資金を最長6年間貸与します。
 - (2) 獣医学を専攻する学生を対象に、産業動物診療や家畜衛生行政について理解を深め、これらの分野に誘引するための臨床実習等を実施します。
2. 卒後研修による獣医師の定着化 40(44)百万円
 - (1) 新規獣医師を対象に、実践的な診断技術や、臨床現場における基本的知識を修得するための初期臨床研修を実施します。
 - (2) 診療獣医師を対象に、農家の生産性の向上に資する農場管理技術の修得や、口蹄疫等の家畜伝染病の発生予防等に必要な衛生管理について指導できるようにするための臨床研修を実施します。

補助率：定額（1/2以内等）
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

消費・安全局畜水産安全管理課（03-3501-4094（直））

食の生産資材安全確保対策事業のうち 生産資材安全確保調査・試験事業委託費（拡充）

【316(309)百万円】

対策のポイント

農畜水産物の安全を確保し、ヒトへの健康被害を未然に防止するため、飼料、動物用医薬品、農薬及び肥料の調査・試験を実施します。

<背景／課題>

- ・飼料、動物用医薬品、農薬及び肥料は、適切に使用しなければ家畜やヒト等の健康、農産物の生育に悪影響を及ぼすおそれもあります。
- ・生産資材の使用基準や残留基準値の設定・見直しを行うために、その基礎となる科学データを収集します。

政策目標

国産農畜水産物の安全性を向上させるために、生産資材に関する規制の基礎となる科学データを収集

<内容>

1. 事業内容

生産資材の使用基準や残留基準値の設定・見直しのために必要な調査・試験

(1) 飼料及び動物用医薬品に関する調査・試験の実施

- ① 飼料及び動物用医薬品の基準及び規格の設定等に必要な調査・試験
- ② 動物用医薬品等に起因する薬剤耐性菌のモニタリングの強化のための調査・試験
- ③ 緊急時に大量使用される防疫資材の環境影響等の調査・試験

(2) 農薬及び肥料に関する調査・試験の実施

- ① 農薬的な資材に含有している可能性のある農薬成分を同定するためのスクリーニング試験
- ② 農薬の暴露状況に合わせた使用者の防護装備の見直しや農薬の残留実態を反映した適用作物の分類検討に向けた調査
- ③ し尿処理等で生じる汚泥肥料中の重金属を適切に管理するための調査

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成18年度～26年度

お問い合わせ先：

- (1) の事業 消費・安全局畜水産安全管理課(03-6744-2104(直))
- (2) の事業 農産安全管理課 (03-3591-6585(直))

食の生産資材安全確保対策事業のうち 生産資材安全確保推進事業費（継続）

【289(322)百万円】

対策のポイント

農畜水産物の安全を確保し、ヒトへの健康被害を未然に防止するため、飼料、動物用医薬品、農薬及び肥料の分析・試験方法の開発・調査等の実施を支援します。

<背景／課題>

- ・飼料、動物用医薬品、農薬及び肥料は、適切に使用しなければ家畜やヒト等の健康、農産物の生育に悪影響を及ぼすおそれもあります。
- ・生産資材の使用基準や残留基準値の設定・見直しを行い、安全な農畜水産物を安定的に供給するため、その基礎となる科学データを収集します。

政策目標

国産農畜水産物の安全性を向上させるために、生産資材に関する規制の基礎となる科学データを収集

<内容>

1. 事業内容

生産資材の的確なリスク管理を推進するために必要な取組の支援

(1) 飼料及び動物用医薬品に関する取組の支援

- ① 遺伝子検出技術を活用した効率的な菌分離法及び薬剤耐性菌分析法の開発
- ② 飼料中の有害化学物質の分析法の開発
- ③ 薬剤耐性菌の発現要因を特定するための試験の実施

(2) 農薬に関する取組の支援

- ① 飼料の給与を通じた畜産物中の農薬の残留量を把握するための試験方法の開発
- ② 前作で使用された農薬が土壌中に残留し、次に栽培する作物中に吸収され残留する量等を把握するための試験方法の開発
- ③ 加工調理による農薬の残留量の変化を把握するための試験方法の開発

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. 事業実施期間 平成21年度～25年度

お問い合わせ先：

(1)の事業：消費・安全局畜水産安全管理課(03-6744-2104(直))

(2)の事業：農産安全管理課(03-3591-6585(直))

愛玩動物用飼料安全確保体制強化事業委託費（組換新規）

【13(20)百万円】

対策のポイント

- ・愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に基づく愛玩動物用飼料の基準・規格の設定に必要なデータを整備します。
- ・同法に基づく検査・監視体制を強化し、同法の円滑な運用を行います。

<背景／課題>

- ・愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律では、愛玩動物の健康被害を防止する観点から、製造の方法等に関する基準又は成分に関する規格を定めることとしています。
- ・愛玩動物用飼料の基準・規格が遵守されていることを確認するための検査方法の開発、技術指導マニュアルの整備等、**検査体制の強化**を図っていく必要があります。

政策目標

愛玩動物用飼料について必要な基準・規格の設定及び検査体制の強化のための各種データを収集し、愛玩動物用飼料の安全を確保

<内容>

1. 事業内容

愛玩動物用飼料に関する適正な基準・規格の設定に必要な調査、試験、検査方法の開発及び検査体制の強化に必要な情報の収集等を行います。

2. 委託先 民間団体等

3. 事業実施期間 平成24年度～25年度

[お問い合わせ先：消費・安全局畜水産安全管理課(03-6744-1708(直))]

放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策

【684百万円】

対策のポイント

国産農畜産物の安全を確保するため、農畜産物等の放射性物質濃度の調査等を実施するとともに、リスク管理措置の検証に必要な実態調査を行います。

<背景／課題>

- ・平成23年3月の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、①農畜産物・農地土壌等の放射性物質による影響の実態調査、②食品衛生法上の暫定規制値を超える農畜産物の流通防止のための放射性物質濃度の調査を実施してきたところです。
- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」においても、検査体制を強化し、国産農林水産物、農地土壌、飼料及び肥料等の放射性物質の濃度実態を調査することとなっております。
- 、農畜産物の安全確保・消費者への健康被害の未然防止の観点から、これらについて放射性物質濃度の調査等を行い、的確な取組を進めていく必要があります。

政策目標

農畜産物・農地土壌等に含まれる放射性物質の濃度を調査し、農畜産物等の安全を確保するための的確な取組を支援

<主な内容>

1. 農畜産物等の放射性物質濃度の調査 581百万円
農畜産物・農地土壌等の放射性物質濃度の調査を実施するとともに、都道府県等における検査機器の整備等を支援します。
(交付率：定額（1／2以内）等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、農業者団体等)
2. 飼料及び肥料等の放射性物質の実態調査 103百万円
飼料の基準値設定や肥料の検査計画立案、検査法開発に必要な科学的データを収集するための試験や実態調査を実施します。

(補助率：定額
事業実施主体：民間団体等)

お問い合わせ先：

- 1の事業 消費・安全局農産安全管理課 (03-3591-6585 (直))
2の事業 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-1708 (直))

有害化学物質リスク管理推進事業費（継続）

【51(61)百万円】

対策のポイント

食品に含まれる有害物質に起因する健康への悪影響を未然に防止し、生産段階から消費段階にわたって食品の安全確保の取組を進めるため、ダイオキシン類等の有害化学物質について、食品中の含有実態を把握するための調査の実施を支援します。

<背景/課題>

- ・食品に含まれる有害物質に起因する健康への悪影響を未然に防止するためには、生産段階から消費段階にわたるフードチェーンの各段階において食品の安全確保の取組を進めることが大切であり、国際的な共通認識となっています。
- ・悪影響を未然に防止するための取組の実施やリスク管理措置の効果を把握するために、農畜水産物中の有害物質の含有実態を調査することが必要です。

政策目標

国産農畜水産物の安全性を向上させるため特定の有害物質等の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制

<内容>

1. 事業内容

ダイオキシン類等有害化学物質の調査の実施

「サーベイランス・モニタリング計画」に基づき、ダイオキシン類等の有害化学物質のリスク管理措置の効果を把握するため、食品（農産物、畜産物、水産物）中の含有実態を調査し、消費者及び食品事業者、自治体等の関係機関に情報を提供します。

2. 事業実施主体

民間団体等

3. 補助率

定額

4. 事業実施期間

平成21年度～25年度

（お問い合わせ先：消費・安全局農産安全管理課（03-3501-3965(直)）
畜水産安全管理課（03-6744-2104(直)））

畜産安全対策事業のうち 循環資源等利用飼料安全確保対策支援事業（継続）

【5（6）百万円】

対策のポイント

循環資源等を利用した飼料の安全の確保を図るため、飼料関係事業者が連携して行う取組を支援します。

<背景／課題>

- ・国内の生産・流通段階で発生する食品廃棄物の一部は循環資源等として再生され、飼料として利用されていますが、循環資源等にはかび毒や重金属等の有害物質が混入したり、濃縮したりするリスクがあります。
- ・循環資源等を利用した安全な飼料を供給するためには、循環資源等の発生、収集、運搬段階など多岐に渡る関係者が連携して、統一的なリスク管理を講じる必要があります。

政策目標

循環資源等を利用した飼料の安全の確保

<内容>

1. 事業内容

循環資源等を利用した飼料の安全の確保のため、有害物質の汚染防止対策等について統一的な安全規格の設定、工程管理手順や民間認証制度の検討、事故発生時の危機管理対応訓練などの事業者が連携した取組を支援します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. 事業実施期間 平成23年度～27年度

[お問い合わせ先:消費・安全局畜水産安全管理課(03-3502-8702(直))]

畜産物の安全の確保（継続）

【消費・安全対策交付金 2,606（3,023）百万円の内数】

対策のポイント

- ・都道府県での飼料の安全の確保及び動物用医薬品のリスク管理機能の強化を支援します。
- ・家畜衛生情報等の飼養衛生管理への活用や無獣医師地域対策など地域の実情に即した獣医療提供体制の整備を支援します。

<背景／課題>

- ・安全な畜産物を安定供給するためには、法令の基準や規格に適合した飼料や動物用医薬品を適切に使用する必要があります。
- ・農場における飼養衛生管理の改善等を図るためには、生産段階から出荷・と畜段階で得られる衛生情報や検査成績の有効活用が重要です。
- ・地域における獣医師の減少や高齢化、畜産農家の偏在化による診療効率の低下等に対応するため、地域の産業動物獣医療提供体制の整備を支援する必要があります。

政策目標

飼料安全法令等の遵守のための対策を支援するとともに、適切な獣医療の提供の確保を通じ、畜産物等の安全を確保

<内容>

1. 事業内容

(1) 飼料の安全確保

飼料安全法令等の指導及び監視の推進、飼料の安全の確保のための調査分析の実施、調査を行うために必要な機器の整備に必要な支援を行います。

(2) 動物用医薬品のリスク管理機能の強化

薬剤耐性菌の発現状況検査、医薬品の品質検査等を行うために必要な機器の整備を支援します。

(3) 家畜衛生情報等共有・活用体制の確立

家畜衛生情報等を飼養衛生管理に活用する体制を構築し、生産段階における食品の安全確保のための取組を推進します。

(4) 地域獣医療提供体制の整備

家畜保健衛生所、開業獣医師、生産者団体等で組織する地域獣医療推進協議会を設置し、都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の策定に向けた検討、地域単位で夜間・休日診療の体制の整備、定期巡回指導及び離職・休職獣医師の人材登録バンクの設立等を実施します。

2. 事業実施主体

都道府県

3. 交付率

定額（1/2以内）

4. 事業実施期間

平成17年度～26年度

[お問い合わせ先:消費・安全局畜水産安全管理課(03-6744-2103(直))]

感染症対策等の域内協力体制確立に向けた 動物用医薬品開発・供給体制整備事業（継続）

【22(30)百万円】

対策のポイント

アジア地域で流行する疾病に対応した動物用医薬品の開発と供給体制の基盤を整備します。

<背景／課題>

- ・アジアで発生した口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの悪性の家畜伝染病の侵入が、我が国の畜産等に甚大な被害を与えています。
- ・我が国への侵入リスクを低下させるためには、アジア地域で流行する疾病の発生予防・まん延防止が重要です。
- ・感染症対策等の域内協力体制確立に向け、我が国の技術を活用して動物用医薬品の開発を推進するとともに、その供給体制の基盤を整備します。

政策目標

アジア地域の動物衛生の向上と我が国の動物衛生・食品安全性の向上による、畜産物の安定供給と自給率の向上

<内容>

1. 事業内容

(1) アジア地域の疾病、医薬品等に係る情報の収集

- ・家畜伝染病の発生状況、動物用医薬品の開発・製造・使用に関する実態を把握します。
- ・各国の薬事規制や知的財産保護に関する情報基盤を整備し、国内に提供します。

(2) 動物用医薬品の開発等の推進

- ・アジアで流行する病原体等を収集し、アジア地域及び日本における疾病の発生予防・まん延防止の強化に必要な製剤開発を促進します。
- ・アジアの疾病に対する日本の動物用医薬品の効果を確認し、現地での普及を促進します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額、1／2以内

4. 事業実施期間 平成23年度～27年度

[お問い合わせ先：消費・安全局畜水産安全管理課（03-3502-8097（直））]

動物用医薬品安全等対策事業（継続）

【29（40）百万円】

対策のポイント

動物用医薬品の有効性、安全を確保するため、①承認申請資料の国際的調和、②試験方法のガイドラインの作成、③ワクチンに関する基準の国際化

<背景／課題>

- ・動物用医薬品の承認申請には、品質、有効性、安全性、残留性等についての試験資料が必要となっています。その試験方法について具体的に示したガイドラインを作成することで承認申請資料の適正化を図ります。
- ・畜産農家の負担を軽減するために要望の多い混合ワクチンや後発品等の開発を促進するため、審査の迅速化や合理化が求められています。

政策目標

動物用医薬品の試験方法のガイドラインの作成、ワクチンに関する基準整備等により、動物用医薬品の安全性、有効性等を確保しつつ、国際的に調和された迅速な承認審査を推進

<内容>

1. 事業内容

(1) 動物用医薬品の承認審査資料に関する国際基準作成の推進

動物用医薬品の承認審査資料に関する日、米、欧の3極による国際基準作成のための情報収集・分析、調査・試験の実施と国際会議の開催を行い、適正な承認申請資料の作成及び迅速な承認審査を促進します。

(2) 動物用医薬品の承認申請資料作成のためのガイドライン作成の推進

動物用医薬品の承認申請資料作成に関するガイドライン作成委員会を設置し、試験方法の設定に必要な調査・試験の結果に基づきガイドラインを作成することにより、適正な審査資料の作成及び迅速な承認審査を促進します。

(3) 動物用ワクチンに関する基準の国際化の推進

新たな混合ワクチンの開発促進及び審査期間の短縮化を図るため、海外の先行事例を踏まえながら、柔軟な運用が可能な成分毎の基準作成に向けてワクチンの規格様式を見直します。

- | | |
|-----------|-------------|
| 2. 事業実施主体 | 民間団体等 |
| 3. 補助率 | 定額 |
| 4. 事業実施期間 | 平成12年度～25年度 |

[お問い合わせ先：消費・安全局畜水産安全管理課(03-6744-2104(直))]

口蹄疫簡易診断キット実用化促進事業（継続）

【30（37）百万円】

対策のポイント

口蹄疫の簡易診断キットを開発し、早期の防疫体制の確立に寄与します。

<背景／課題>

- ・早期の防疫体制を確立するためには、疑わしい家畜を発見した獣医師が現場で迅速に診断できる簡易診断キットの開発が必要です。
- ・海外で開発された簡易診断キットは、検出感度が低いため、感染初期等のウイルス量が少ない時期に正確に検出することが課題となっており、より高性能な簡易診断キットの開発が必要です。

政策目標

口蹄疫の侵入・まん延を防止するための危機管理体制の強化

<内容>

1. 事業内容

簡易診断キットの実用化

口蹄疫が疑われる家畜を発見した獣医師が現場で迅速に診断できる簡易診断キットを実用化し、病気を早期に発見する体制を整備します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. 事業実施期間 平成23年度～25年度

[お問い合わせ先:消費・安全局 畜水産安全管理課(03-3502-8701(直))]

動物用医薬品等の検査の充実強化（拡充）

【321（302）百万円】

対策のポイント

動物用医薬品の品質、有効性及び安全の確保を通じて、動物の生命を守り、食の安全を確保することによって人の生命を守ります。

<背景／課題>

- ・動物用医薬品検査所は、動物用医薬品等の品質、有効性及び安全を確保するため、薬事法に基づく承認審査、各種規格基準の作成、検査用標準品の配布及びそれらに基づく検定・検査を実施しています。
- ・また、動物用医薬品、家畜、畜水産物等のグローバルな移動がかつてないほど盛んになっている現在においては、国際的な対応の必要性が高まっています。

政策目標

- 動物用医薬品検査所が検査等で取扱う病原微生物の管理の徹底
- 動物用医薬品の円滑な海外への輸出及び我が国への導入への貢献

<内容>

1. 事業内容

(1) 動物用医薬品の検査に使用する病原微生物の管理の強化

法規制（家畜伝染病予防法、感染症法等）に対応した病原微生物等の管理を徹底するための体制を整備し、病原微生物の取扱い及び保管並びに環境の安全の確保を図るためのシステムを導入します。

(2) 動物用医薬品に関する国際化対応の強化

アジア各国の動物用医薬品担当者を対象に、動物用医薬品の開発、検査・検定等の技術移転のための研修等を行います。また、動物用医薬品開発試験施設のGLP(Good Laboratory Practice)適合性調査に関する国際的な調和を推進することで、国内外で開発された動物用医薬品を、円滑に海外へ輸出できるようにするとともに、我が国への導入も促します。

2. 事業実施主体

動物用医薬品検査所

[お問い合わせ先:消費・安全局畜水産安全管理課(03-6744-2103(直))]

薬事監視事務委託費（継続）

【4（5）百万円】

対策のポイント

動物用医薬品の品質、安全及び有効性の確保を目的として都道府県の薬事監視員が検定品の採取、製造所への立入検査等を行います。

<背景／課題>

薬事監視事務は、薬事法及び薬事法施行令により地方自治法に定める法定受託事務とされ、地方財政法により地方公共団体が負担する義務を負わない経費として規定されていることから、当該委託費により適正かつ効率的な薬事監視事務の実施体制を確保し、品質、有効性及び安全性の担保された動物用医薬品の供給を図ります。

政策目標

動物用医薬品等の製造販売（製造）業の許可、検定等を薬事法に基づいて厳正に行い、その品質、安全及び有効性を確保

<内容>

1. 事業内容

（1）医薬品の検定申請書の送付

薬事法施行令第58条に基づき、医薬品の検定を受けようとする者からの申請を都道府県が受け付け、検定機関である動物医薬品検査所に送付します。

（2）検定品の採取及び封印並びに検定機関への送付

薬事法施行令第59条に基づき、都道府県の薬事監視員が検定品の採取及び封印を行い、検定機関である動物医薬品検査所に送付します。

（3）検定通知及び検定合格証紙による封

薬事法施行令第61条に基づき、都道府県の薬事監視員が検定に合格した医薬品に検定合格証紙による封を施させます。

（4）許可の基準への適合状況審査等

薬事法第69条第1項及び第3項に基づき、都道府県の薬事監視員が医薬品の製造業者等の許可の基準への適合状況の審査等のための立入検査を行います。

2. 委託先 都道府県

3. 事業実施期間 昭和38年度～

[お問い合わせ先：消費・安全局畜水産安全管理課(03-3502-8701(直))]

牛肉トレーサビリティ業務事業委託費（継続）

【295（390）百万円】

対策のポイント

と畜された牛の個体識別番号と販売されている牛肉の表示が同一であることを調査するため、牛肉のDNA鑑定を実施しています。

<背景／課題>

牛肉小売業者や流通業者による個体識別番号の表示が適正に行われているかを科学的に確認し、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく牛トレーサビリティ制度の適正な運用を図ります。

政策目標

牛肉の個体識別番号表示の信頼性を確保

<内容>

1. 事業内容

(1) DNA鑑定照合用サンプル採取

国内でと畜される年間約120万頭のすべての牛枝肉から、照合用サンプルを採取します。

(2) DNA鑑定及び照合用サンプル保管

(1)により採取された照合用サンプルを保管し、地域センターが小売店等から購入した牛肉と、同一性分析を行います。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成15年度～24年度

[お問い合わせ先：消費・安全局畜水産安全管理課(03-3502-8701(直))]